

遊心苑 サービス費および利用料一覧

①入所(1日あたり)

(令和1年10月1日現在)

介護保健施設サービス費			夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	栄養マネジ メント加算	居住費・食費所得段階別負担額			
要介護度	個室	多床室				所得 段階	居住費		食費
要介護1	742円	822円	24円	18円	14円	第4段階	1,668円	377円	
要介護2	814円	896円				第3段階	1,310円	370円	650円
要介護3	876円	959円				第2段階	490円		390円
要介護4	932円	1,015円				第1段階		0円	300円
要介護5	988円	1,070円							

※外泊時は362円を施設サービス費に代えて算定(月6日限度)

各種加算料金(利用時のみ加算・保険一部負担金)

加算項目	内 容	1日又は1回	
初期加算	入所してから30日間が対象	1日 30円	
入所前後訪問指導加算	(I)退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合	1回 450円	
	(II)上記に加え、生活機能の具体的な改善目標及び退所後の支援計画を策定した場合	1回 480円	
試行的退所時指導加算	入所者及びその家族等に対する退所後の療養上の指導が対象	1回 400円	
退所時情報提供加算	退所後の主治医に対する診療情報の提供が対象	1回 500円	
退所前連携加算	居宅介護支援事業者と退所前から連携し情報提供とサービス調整実施が対象	1回 500円	
訪問看護指示加算	退所後の在宅療養についての訪問看護ステーションへの指示が対象	1回 300円	
療養食加算	特定の療養食の提供を行った場合が対象	1食 6円	
経口移行加算(最長180日)	摂食・嚥下機能に配慮した経口移行計画を作成し、管理を行う場合が対象(経管栄養者)	1日 28円	
経口維持加算(最長6月)	(I)医師の指導に基づき、多職種が共同して食事の観察及び会議を行い、経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合	1月 400円	
	(II)上記の会議及び会議等に人員基準配置以外の医師等が加わった場合、(I)に加えて加算	1月 100円	
口腔衛生管理体制加算	歯科医又はその指示を受けた歯科衛生士が施設の介護職員に対して口腔ケアに係る計画を作成し、技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	1月 30円	
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合が対象	1月 90円	
短期集中リハビリテーション実施加算	生活機能回復を目指しリハビリを個別に短期集中的に行った場合(入所3月以内)	1日 240円	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症者に対し生活機能回復を目指しリハビリを個別に行った場合(入所3月以内・週3回まで)	1日 240円	
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めてサービスを提供した場合が対象	1日 120円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が緊急性を認めた者に介護保健施設サービスを行った場合(7日限度)	1日 200円	
認知症情報提供加算	認知症の疑いのある入所者を認知症疾患医療センター等へ紹介を行った場合	1回 350円	
地域連携診療計画情報提供加算	地域連携診療計画管理料等を算定する医療機関を退院した者に対して診療計画に基づき治療を行い、同意を得て退院月の翌月までに診療情報を医療機関に文書により提供した場合(1回限度)	1回 300円	
排せつ支援加算	排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、支援した場合	1月 100円	
褥瘡マネジメント加算	入所者の褥瘡発生を予防するため、定期的に評価し、計画的に管理した場合(3月に1回限度)	1月 100円	
ターミナルケア加算	医師、看護師、介護職員が共同して入所者又はその家族の同意を得てターミナルケアが行われている場合が対象	(死亡日)	1日 1,650円
		(死亡日以前2~3日)	1日 820円
		(死亡日以前4~30日)	1日 160円
かかりつけ医連携薬剤調整加算	かかりつけ医と連携し、退所時に内服薬の数を減少させた場合(1回限度)	1回 125円	
緊急時治療管理	救命救急医療が必要な状態の時の治療管理が対象(月に1回3日限度)	1日 518円	
特定治療	やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療を行った場合が対象	医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額	
所定疾患施設療養費	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹について処置等を行った場合(月に1回7日限度)	(I) 1日 239円	
		(II) 1日 480円	

※基本サービス費に各種加算を加えた所定単位数に39/1000を乗じた額が介護職員処遇改善加算として加算されます。

※基本サービス費に各種加算を加えた所定単位数に21/1000を乗じた額が介護職員等特定処遇改善加算として加算されます。

(利用料)(入所・短期・通所共通)

加算項目	単 価
教養娯楽費	実 費
日常生活費	実 費
特別な室料(個室)	1日 1,100円
〃(二人部屋)	1日 550円
理美容代	調髪1,900円~毛染め4,000円
電気器具使用料	1日 55円
経管栄養管理費	1日 55円
健康管理費	インフルエンザワクチン代など実費
文書料	内容により1,000円~5,000円
おむつ代(通所のみ)	実 費

(立替金)(入所・短期共通)

加算項目	単 価
月契約クリーニング代	1月 4,455円
ドライクリーニング代	実 費
売店利用	実 費
牛乳・ヨーグルト・納豆等	実 費
写真代	1枚 40円
受診代立替	実 費
その他立替	自販機ジュース代など実費

◎入所、短期入所のおむつ代は施設サービス費に含まれています。